**第17回大阪府食の安全安心推進協議会**

**日時：平成27年9月9日（火）午後3時から**

**場所：ホテルプリムローズ大阪　２階　鳳凰（東）の間**

**出席者：今堀委員、上野委員、小田委員、音田委員、金谷委員、菊井委員、小崎委員、**

**砂田委員、惣宇利委員、淡野委員、仲谷委員、中村桂子委員、中村夏美委員、**

**林委員、東尾委員、平川委員、広田委員、布施委員、吉田豊委員**

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

定刻になりましたので、ただ今から第17回大阪府食の安全安心推進協議会を開催させていただきます。

本日は皆様、何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます大阪府食の安全推進課　課長補佐の熊井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

協議会の開催にあたりまして、大阪府健康医療部長の上家より、ごあいさつ申し上げます。

**上家健康医療部長**

みなさまこんにちは、健康医療部長の上家でございます。

本日は足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

第17回大阪府食の安全安心推進協議会を開催させていただきますが、本日は新しく

４名の委員の先生に加わっていただいております。よろしくお願いいたします。

食の安全行政には、食品関連事業者や消費者の皆様のご理解、ご協力が非常に重要でございます。現場の衛生水準の向上、後ほどご説明いたしますがHACCP導入の推進、食品安全についてのリスクコミュニケーションと情報提供をはじめ、食に関する課題を共有して、それぞれの立場でご議論いただく、この協議会の役割は非常に大きな意義があるものでございます。

本日は新しい委員任期の第1回目となります。第2期大阪府食の安全安心推進計画を策定し、食の安全の啓発・普及に努めてきたところですが、改めて委員の皆様方の忌憚のないご意見を頂きご指導いただけばと思います。

活発なご意見よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

さて、本協議会設置から8年間、大阪府の食の安全・安心推進の取組に対し、委員の皆様から多くのご意見をいただきながら取組んでまいりました。

本協議会委員の任期は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則第3条第3項」により2年としており、このたび委員の改選を行いまして、事務手続き上7月26日付で委嘱の手続きを行ったところです。

ここで委員の皆様方を順にご紹介いたします。

（委員紹介・略）

なお、本日は関係行政機関として厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市の皆様方にもオブザーバーとしてご参加いただいております。

では、会議を開催します前に本日お手元に配布いたしております資料の確認をさせていただきます。

（資料確認・略）

それでは、ただ今から始めさせていただきます。本協議会は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則第６条第２項」により、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。本日、ご出席いただきました委員は１９名で、委員総数２２名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、この会議は、すべて公開することとなっておりますので、事務局で議事録を作成後、府のホームページなどで公表させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議事にうつります。

議事の(１)番、「会長の選出について」

「協議会規則第５条」により、本協議会には会長を置き、会長は委員の互選によって定めることとなっておりますが、会長の選出にあたりどなたかご推薦いただけませんでしょうか？

**小崎委員**

この推進協議会を設置当初からご尽力いただきました中村桂子委員を推薦したいと思います。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

ありがとうございます。ただ今、中村桂子委員が推薦されましたが、ご異議ございませんでしょうか？

では、拍手をもって承認としてよろしいでしょうか。

〔拍手〕

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

ありがとうございました。

それでは、引き続き中村桂子委員には会長をお引き受けいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

中村委員には、おそれいりますが正面の会長席の方へ移動をお願いいたします。

中村会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

**中村会長**

中村でございます。よろしくお願いいたします。

本当はあまり重ねてはいけないと思うのですが、あと２年だけ、それでは務めさせていただきます。

　具体的な事に関しては先ほど上家部長がお話しくださいましたので、その部分は右に同じということにさせて下さい。続けてくださっている委員も大勢いらっしゃるので、私が申し上げることはいつも同じとお思いでしょうが、初めての方もいらっしゃいますので。私の専門は生き物の研究です。人間も「生き物」だと思うことがとても大事だと思って仕事をしております。お金がたくさんあったからといってどうということはない、生き物であることが一番大事だと言い続けています。その時に一番大事だと思っているのは食べることです。ここにいらっしゃる方でどなたも召し上がらない方はいらっしゃらないと思います。いろいろな問題に関して社会的な立場があります。生産者であるとか消費者であるとか、いろいろな立場がありますけれども、食べるという事に関しては立場はないと思います。安全で美味しいものを食べたいという事に関しては、もう立場などないと思います。ここでは勿論それぞれのご専門の方のお立場、お作りになられる立場、販売なさる方、加工なさる方、そういう方たちのお立場はぜひぜひここでもいろいろ聞かせて頂きたいのですが、ただそのベースに、みんな食べるということは同じだよという事を共有して議論をしたいというのが、私のこの会に対する希望です。

　日本という国は食に関してはとても恵まれていると思ってきました。この安全・安心ということとは外れるかもしれませんが、この間聞いたニュースの中で心がとても痛んだことがあります。日本の子供の中で６人に１人が食べるのに苦労しているというのです。「給食が頼りだ」という子供達が、給食があるからこそ栄養が取れているという子供がいる。うちに帰るとジャンクな物とかコンビニで売られている物しか食べられない、お母さんが働いていてというわけです。収入も不足でという子、夏休みに給食が無いと可哀想という子供が６人に１人もいるというのです。

　この国でこんなに大勢の子がそんな思いをしているというのは本当に悲しい事だと思いました。もしかしたらこの会合からはちょっと外れているのかもしれませんけれど、この国の将来は子どもたちにかかっている、きちんとしたものが食べられない子供がいるような国にしたくないって思っています。少なくとも大阪府という場所に暮らしている皆さんがそういうことを意識して子どもたちがしっかり食べていけるような場にするためにも、皆さんのお力をと思っております。よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

引き続きまして会長代理の選出ですが、「協議会規則第５条第３項」により、会長が指名することになっております。

このため、中村会長から会長代理のご指名をお願いいたします。

**中村会長**

続いてやるのはいけないといいながら、申し訳ありません。引き続き、音田委員にお願いしたいと思います。一緒に運命を共にしましょうということです。今までもとても素晴らしく代行を務めて下さった音田委員にお願いしたいと思いますので、音田委員よろしくお願いします。皆様もよろしくお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

ただいま、中村会長から会長代理に音田委員のご指名がございました。会長代理は音田委員にお願いいたします。会長代理には、おそれいりますが正面の会長代理席の方へ移動をお願いいたします。

また、本協議会には、「協議会規則第７条第１項」の規定に基づき、３つの部会を設置し、食の安全・安心確保のための具体的な施策についてご審議いただいておりますが、同規則の「第７条第２項」におきまして、部会に属する委員および部会長は会長が指名すると規定されておりますことから、中村会長よりご指名をお願いいたします。

**中村会長**

今から資料としてお配りいたしますので、それで指名ということにさせていただきます。お配りください。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

それでは、各部会の部会長及び部会委員に指名された皆様方のお名前をご紹介させていただきます。

　（委員紹介・略）

　各委員におかれましてはご協力の方よろしくお願いいたします。

また引き続き事業者あり方検討部会及び大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会の部会長をお願いします小田部会長におかれましては正面のお席への移動をよろしくお願いいたします。

**中村会長**

せっかくですので、お二人からご挨拶をお願いします。

**音田部会長**

情報発信評価検証部会の部会長を務めさせて頂きます音田です、よろしくお願いします。この情報発信評価検証部会は文字通り、食の安全安心に関する情報、リスクコミュニケーションのあり方についての提言、また評価検証するのが役割ですけれど、メールマガジン等を通じて府民の方に色んな情報が配信されておりまして、最近驚いたものでは「新鮮な母乳」をうたう商品がインターネットで販売されていたというようなメールが緊急情報で入っておりました。そのほか、輸入食品であるとか、素材をコーティングしたもので作った国産のものであるとか、国際化が情報の発信の中でも大きな問題となっていると思いますので、今後いろいろな情報のあり方についても、また新しい方も加わっていただき９人の部会のメンバーで模索しながら提言もしていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。また部会以外の委員の方にもいろいろとご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**中村会長**

どうもありがとうございます。それでは小田先生お願いします。

**小田部会長**

事業者あり方検討部会と大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会、この２つの部会の部会長をさせていただく小田でございます。

この部会につきましては、たくさんのお店や工場に「こころちゃんマーク」を付けてもらおうということで、大阪版の食の安全安心認証制度というものを普及していく、またそれを認証する側の機関についてもきちんと審査していくということを我々の任務としております。

なかなか思うように「こころちゃんマーク」が普及していないんですけども、みなさんのご協力を得ながら、普及させていく役割を果たしていければという思いもありますのでご協力のほどよろしくお願いします。また施設の審査を担当する機関についてもきちっと審査して、「こころちゃんマーク」を普及するという役割を果たしていくということで努力していきたいと思いますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。

**中村会長**

どうもありがとうございました。

両方の部会とも、とても大事ですのでよろしくお願いいたします。

部会の委員になってくださった方、本当にご苦労様ですけどもどうぞよろしくお願いします。部会の委員でない方々も、よりよくもっともっと広めていくためには皆様のお力が必要ですので、ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

では、皆様のお手元にあります次第に沿って議事を進めて行きたいと思います。ただ、今日新しく委員になった方がいらっしゃいますので、ちょっと事務局から今までの経緯を簡単にご説明いただけますか？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

では、事務局から、本日で１７回目の開催を迎えました本協議会について説明をさせて頂きたいと思います。

参考資料の１をご覧下さい。

本協議会は大阪府食の安全安心推進条例の施行に伴い平成１９年４月１日に食の安全・安心の確保についての重要事項を調査審議するために設置されました。

本協議会の担任事務は、食の安全安心推進条例第８条にございますとおり、「食の安全安心推進計画」の策定にあたって意見していただくことのほか、府の施策等についてご審議いただくことでございます。

この「食の安全安心推進計画」は、大阪府における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。現在は平成２５年に策定いたしました第２期計画に沿って目標達成に向けて取り組んでいるところです。

次に、会議は公開で行われておりますので、過去に開催された議事録につきましては、大阪府のホームページに掲載しております。

続きまして、資料の中段に委員の皆様に担って頂く役割をまとめさせていただきました。委員の皆様からご意見を頂きたい事項として４点あげておりますが、現在は第２期の「食の安全・安心推進計画」の３年目ですので、策定作業にかかるものはございませんが、２つ目以降の推進計画の進捗状況、計画変更につきまして、ご意見を頂戴したいと思います。

また、府が実施している取組について、本協議会、及び各部会においてご相談させて頂きたいと思いますのでご意見を聞かせていただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。

本協議会には３つの部会を設置しておりまして、食の安全・安心確保のための具体的な施策についてご審議いただいております。

一つは、情報発信評価検証部会で、平成２０年９月に「情報発信のあり方について」ご提言をいただきました。現在、この提言を基に取組を進めているところです。リスクコミュニケーションの実施や、食の安全安心メールマガジンの配信などに努めております。

本部会では、このような府の情報発信の取り組みが適切であるかどうかについて評価検証していただくとともに、ご意見を伺うこととなっております。

次に、事業者あり方検討部会です。

食の安全・安心への取組ができている事業者を広く知っていただくことで、少しでも消費者の不安感が減少し、信頼される施設が増えることを目的とした認証制度について、ご議論いただき、大阪版食の安全安心認証制度を平成２１年４月よりスタートいたしました。現在、認証を受けている施設は１７３施設となっております。

また、食の安全・安心の確保に関し、特に優れた取組をした者に対する顕彰についてもご意見をいただき、平成２５年１月に大阪府食の安全安心顕彰制度ができました。この顕彰の候補者の審査についても本部会が担任しております。

そして、もう一つは大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会です。部会の名称にもございますが、大阪版食の安全安心認証制度において、施設の認証にあたる認証機関の適性について審査していただくための部会であり、この判断に基づき、府が認証機関を指定いたします。今年２月に審査部会を開催させていただきまして、１法人が新たに承認されたため、現在は、８機関の認証機関が審査を担当しております。

認証機関の一覧につきましては、本日お配りしておりますリーフレットの裏面に記載しておりますのでご参考にしてください。

事務局からの説明は以上でございます。

**中村会長**

どうもありがとうございました。

今のことについて、何かご質問おありでしたらどうぞ。

よろしいですか？

いつでも何か疑問があればご質問をいただくこととして、次の議題に入りたいと思います。

では、議事の(２)です。『「大阪府食の安全安心推進計画」平成２６年度の実績報告について』に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

それでは資料１の「第２期大阪府食の安全安心推進計画の実施状況」についてご説明させて頂きます。推進計画では大阪府が取り組むべき施策として、生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保、健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実、情報の提供の促進、それから事業者の自主的な取組促進、この４つに分けて、平成２５年４月から取り組んでいるところです。その推進計画の中で事業目標を掲げている施策について、平成２６年度の実施状況についてご説明したいと思います。まず生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保で掲げております鳥インフルエンザのサーベイランスですけれども、目標指標と致しまして、府内全ての養鶏農家について施設あたり１回以上検査をすることを目標に掲げております。平成２６年度につきましては前年度と同様に全ての施設について１回以上の検査を実施しました。

続きまして食品関係営業施設の監視指導ですけれども、大阪府では食品衛生監視指導計画を策定しておりまして、その中では監視指導の目標数を設定しております。この推進計画ではその目標に対する達成率が指標となっておりまして、平成２６年度は１０３．３％と目標を達成しております。続きまして畜産物中の飼料添加物残留検査ですけども、こちらは府内の酪農戸数全ての製品について検査をすることとしておりまして、また鶏卵についても養鶏農家について検査をすることを目標に掲げておりますが、平成２６年度も目標通りに全ての戸数について検査を実施しております。

続きましてアサリ等貝毒検査、それからアサリの貝毒モニタリング検査についてです。大阪府沿岸では例年３月から初夏にかけて有害プランクトンが発生します。これに伴い、アサリ等、２枚貝がそのプランクトンを蓄積し、毒化することが知られております。このため、府ではプランクトンが一定の密度を超えた場合に行うアサリやトリ貝等の貝毒検査事業とプランクトンの発生に関わらず定期的に行うアサリの貝毒モニタリング検査事業をあわせて実施しており、府民等が毒化した貝を食べることのないよう終始啓発を行っております。平成２６年は３月にモニタリング検査を一回実施し、４月以降にプランクトン密度が基準値を超え、貝毒が確認されたため、以降は週ごとに検査を行いまして、安全が確認されるまでの間、４種類の貝に対してのべ計４３回の検査を実施しました。なお、アサリの貝毒モニタリングの検査につきましては前回２月９日の協議会でご説明させて頂いたとおり、これまでの検査データを検証した結果、プランクトン密度を指標とすることで、貝毒の蓄積を確認できることがわかりましたので、平成２７年度からはアサリの貝毒モニタリング検査事業を終了し、プランクトンの発生状況により貝毒の検査を実施する体制に統一して引き続き貝毒の監視を実施しております。

続きまして、水産用医薬品の残留検査ですが、養殖魚に対する残留医薬品の検査実施数を指標としておりまして、前年度に引き続いて２０検体の検査を実施しました。

続きまして流通食品の試験検査です。こちらも大阪府食品衛生監視指導計画で掲げております検査実施予定数の達成率を指標としておりまして、平成２６年度は目標を超える１１１．３％の達成率となりました。

続きまして無承認無許可医薬品の排除ですけども、健康食品に医薬品成分が含まれていないかどうかを調べるため、買い上げによる検査を実施しているところですが、その検査件数を指標としておりまして、平成２６年度は１４検体について検査を実施しました。

続きまして米のDNA品種判別検査です。表示どおりの品種であるかを確認するため、お米のDNA分析による品種判別を実施しており、お米の検査数を指標として、前年度に引き続き２０検体の検査を実施しました。

続きまして巡回点検店舗における表示状況ですけれども、府内の食品販売店におきまして、食品表示が適正になされているかを確認する巡回点検を実施しているところですけども、食品表示が適正に行われている店舗を指標として、平成２６年度の適正表示率は８３．４％でした。

続きまして健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実としまして、放射性物質の検査体制の整備をあげております。こちらでは迅速に大量の放射性物質検査を行える体制を整えるため、その検査実施数を指標としているところであります。平成２６年度は６３９の食品について検査を実施しております。

続きまして情報の提供の促進です。リスクコミュニケーションの実施ですけれども、こちらでは２６年度はセミナー・シンポジウム等の実施回数を指標にしておりまして、平成２６年度は食物アレルギーのシンポジウム、事業者との共催による食の安全・安心体験学習会、中学生を対象にしたジュニア食品安全ゼミナールなどを実施し、その実施回数が１０回となりました。

続きまして大阪府食の安全安心メールマガジンです。その登録者の件数を指標としておりまして、昨年度は５，８２３件と、６，０００件近い登録がありました。

続いて公開セミナーの開催です。公衆衛生研究所が実施しております公開セミナーについて、その開催回数とその参加者数を目標の指標としております。平成２６年度は３回実施し、その参加者数は１４６名でした。

続きまして食品衛生講習会等の実施です。講習会の参加人数を目標指標としているところです。平成２６年度の実績数は１８，２６８名でした。この数字は前年度の実績数である１８，９４１名を下回っているんですけども、これにつきましては平成２６年度に枚方市が中核市に移行したことによって、これまで大阪府枚方保健所で実施していました講習会の実績が平成２６年度から計上されなくなったということで若干数減少しております。

続きまして、事業者の自主的な取組促進に移ります。

２つほど施策をあげさせていただいておりますが、いずれの施策についても前年度より指標数値が増えておりまして、まず食の安全安心認証制度の推進ですが認証施設数を指標としておりまして、平成２６年度末では１８３施設でした。最後に大阪エコ農産物認証制度の推進ですけども、面積を指標としておりまして、平成２６年度では前年度より１４ヘクタール増えて、５２６ヘクタールが認証されました。

以上で実施状況の説明を終了させていただきます。

**中村会長**

ありがとうございました。

今のご説明で何か質問とかご意見とかおありでしょうか？

**広田委員**

放射性物質の検査ですが、未だに基準値以上が出ることはございますか？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

そうですね、今でも検査を続けておりますけれども、基準値以上の値が出るということはありません。

**広田委員**

例えば現在福島東北の県というのも出荷時に保証するという体制に完全に移行しておりますよね？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

そうですね

**広田委員**

でもあえて大阪で受け取ってまた検査するという意味合いはどういうことなんでしょう？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

おっしゃるとおり、産地のほうでも検査体制というのが非常に整っているんですけれども、最終的には府民の皆様が食べる食材が本当にそのあたりで安全が守られているかという念のための確認ということで検査の方をさせていただいております。

**中村会長**

よろしゅうございますか？

**広田委員**

まだ納得はしていないんですが、これは部会の方で話しをさせていただくようにします。

**中村会長**

よろしくお願いいたします。

他にいらっしゃいますか？

**砂田委員**

すみません、４番目の事業者の自主的な取組促進のところの「大阪版食の安全安心認証制度の推進」というところでですね、平成２４年度に約１３０、平成２５年度に約１６０，平成２６年度で１８３の実績がありますけど、一気に２９年度に７００の予定という、実に５００以上のプラスになりますが、これについてはこれからいろいろ様々な方策を考えていかないと目標を達成しないと思います。あまり目標に近づかないかなと。それについて考えていらっしゃるのかな？と、そのことをお聞かせいただきたいのです。

**中村会長**

いかがでしょうか、お答えいただけますか？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

こちらの認証施設数なんですけども、目標としては７００としてあげさせていただいておりますが、このままでいきますと確かに７００という数字を達成するのは難しいところではあります。ただ、これからもいろいろなお知恵やご意見とかいただきながら、出来る限りこの目標に近づけるように様々な工夫をしていきたいと思いますので、皆様ご協力をお願いできたらと思います。

**中村会長**

ここは以前から問題として、増やしていかなければ意味がないのですけれどもね、皆さん努力してくださっているんですけれどもなかなか難しく、委員の皆さまのご助力もとても大切ですので、これからこの協議会としてもここはなんとかしていきたいところですので、よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

追加でちょっとご説明させていただきたいと思います。

認証施設数について、約７００と当初５年計画に挙げさせていただいたんですけれども、現在１７３施設に減っているんですね。と言いますのは、一回認証を取られまして、２年の期限で切れると次に更新をしないというところも実はありましてですね、増えるばかりではなくて実は減っていっているという現状でございます。これはなぜかというと費用の問題と従業員が変わっていく中でやはりパートの従業員さんも含めてなかなか維持ができなくなっていくという現状でございます。ですから当初は７００という数字を挙げさせていただいたんですけども、ここは毎年皆様にご助言をいただきながらですね、少し数字の変更も兼ねて少しづつでも増やしていけるかと思っておりますのでそのへんのご理解の方よろしくお願いいたします。

それと先程の放射性物質検査の件でございますけども、府としましては先ほどおっしゃっていましたように、福島から入ってくるということはほとんど無いというところも理解しております。実際今続けておりますのは、教育委員会からも要請がございまして、子供を対象としている学校給食については、やはり検査をしてほしいという要望がありまして、その学校給食を現在材料としてやっておりまして、一般に流通しているものの放射性物質の検査を主にしているというわけでもございません。いずれそのあたりも教育委員会とも調整していけたらと思います。私どもも当初は、逆に風評被害に繋がるのではないかと、この検査をするにあたっては慎重な議論を頂いたこともありますが、教育委員会より要請を受けまして検査をしてきたという経緯がございます。もうこの時期でございますから、一定見直しをしていかなければいけないということも理解しておりますので、少しお時間をいただきまして、皆様にご理解いただけるようにしていければと思っております。

**中村会長**

ありがとうございます、他にいらっしゃいませんか？

はい、どうぞ

**淡野委員**

認証制度の充実ということなんですけども、皆さんご存知と思うのですけども、国でHACCP認証施設について今までの枠をとっぱらって、恐らく東京オリンピックまでにほとんどの施設でHACCPを取るように、ということになろうかと思います。ですので、認証制度とHACCPをどうリンクさせていくのか、そういうところで認証を取得しようというところが増えてくるのではないかと思いますので、事務局の方で、大阪府の認証制度とHACCPとの調整をしていただき、認証を取ったらメリットがあるよと、いうようなことにしない限りはこのままでは達成は難しいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

**中村会長**

HACCPについては後でまた議論をしたいと思っております。大事なことですので、考えたいと思います。それでよろしゅうございますか？

ほかにいらっしゃいませんか？

**金谷委員**

私もこの認証制度はいつもネックになっているように感じ、どうして伸びないんだろう、どうして普及しないんだろうと思っていたんです。それで今事務局から費用の面や従業員がころころ変わったり、というようなことを聞きまして、半分くらいは、「あぁ、なるほどな、費用ってそんなにかかるものなのかな」と。やはり後ずさりされる事業者も出てくることはわかります。出来たらこのマークを我が市、高槻市にもいっぱい貼っていただけるようなものに持って行きたいなと思うんですが、お話ししても、「え、そんなん？」と言うくらいのことで、認知度もすごい低いので、そのへんも先ほどのお話で理解できた部分もありましたので、少しスッといたしました、ありがとうございました。

**中村会長**

まだまだこれも問題があるので、制度がある以上はきちっとやっていかなければいけないとは思いますので、これからもいろいろとご意見をお出しいただきたいと思います。

他にはいらっしゃいませんか？

これも後でまた何か思いつかれた時にご意見をおっしゃってくださっても結構ですので、次に移りたいと思います。

議事の(３)「大阪府食の安全安心推進協議会事業者あり方検討部会による顕彰審査報告について」に入りたいと思います。

小田部会長、よろしくお願いします。

**小田部会長**

それでは資料の２をご覧下さい。

その前に、先ほどのご意見につきまして若干コメントさせていただきたいと思います。

大阪府ですから、７００といわず、７０００くらいは軽くあるはずなんですけども、まずやりはれへんのですよね。忘れてはるのか面倒臭いのかわからないんですけども、すぐやってくれるところもたくさんあるんで、そのへんも含めてですね、プッシュをお願いしたいと思います。

それでは第１３回事業者あり方検討部会で顕彰の審査を行いました報告です。この顕彰制度については、資料２の一番下をご覧になっていただければと思います。この、「大阪府食の安全安心顕彰制度」が、大阪府食の安全安心推進条例第１８条に基づき、府・事業者及び府民の相互理解と協力の下、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者を広く顕彰することにより、食の安全安心の取組を活性化するために設けられた制度であり、事業者だけでなく、消費者も顕彰の対象としていることが特徴です。この顕彰制度の第３回の表彰対象者を選考するために、今年の３月２７日に事業者あり方検討部会を開催して、今回は協議会委員、大阪府から推薦された２組の審査、選考を行いました。審査の結果、事業者部門で株式会社関西インフライトケイタリング様、消費者部門で大阪府地域消費者団体連絡会様の２組を表彰する事になりました。

資料につきましては、参考資料２の次のページをご覧ください。

今後も食の安全安心の確保に関して優れた取組みをされている事業者や消費者の方を広く顕彰していきたいと思います。次回の表彰に向け、委員の皆様におかれましては事務局から推薦の依頼が届きました際には、ぜひ、良い方を推薦くださいますようにご協力をよろしくお願い申し上げます。

第１３回事業者あり方検討部会による顕彰審査の報告は以上でございます。

**中村会長**

ありがとうございました。

今のご報告について何かご意見おありでしょうか？

こういうことがみなさんの意識をどんどん変えていくといいなと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

では次、議事の(４)「その他」ですが、事務局何かございましたらよろしくお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

事務局のほうから３点ほどお話させていただきたいと思います。

１点目でございますが、大阪府が配信しております「大阪府食の安全安心メールマガジン」につきまして委員の皆様にご相談がございます。

メールマガジンにつきましては参考資料の２をご覧頂きたいと思うんですけれども、現在は事業者を中心として６０００件弱の方にご登録をいただいております。この「食の安全安心メールマガジン」は大阪府から登録者に対して積極性に情報を発信できるツールであり、食に対する関心を高めたり、食の安全安心について知識や理解を深めることに役立つものであると考えていますが、推進計画の目標に掲げている登録者数１万件に到達するまでにはまだまだ遠いという状況にございます。

大阪府といたしましては、府民の皆様に食に対してもっと興味を持っていただきたいということもさることながら、推進計画の目標達成にむけまして、メールマガジンそのものの魅力を向上させていくということも考えていきたいと思っているところです。

そこで委員の皆様にご相談させていただきたいんですけれども、様々な分野でご活躍されている協議会の委員の皆様から食にまつわる情報をご提供いただき、メールマガジンを通じて府民の皆様にその情報を配信していきたいと考えております。

配信していきたい情報の内容といたしましては、関係者の間では常識となっているけれども一般には知られていない情報ですとか、府民の皆様に新しい気付きを与えるような、啓発効果のある情報ですとか、あるいは波及効果の期待されるような食に関する取組情報であるとか、府民の方があまり触れることのない幅広い情報をイメージしております。

本メールマガジンで配信される情報が、府民の皆様に「食」に対してさらなる興味や関心を持っていただくきっかけになることを期待するものでございますので、委員の皆様にご賛同いただけましたら、別途事務局から詳細を含めて委員の皆様に個別にご依頼させて頂きたいと思っております。配信スケジュールとしましては、毎月１タイトル程度の配信を目標に、委員の皆様におかれましては、委員任期の２年の期間内にお１人１タイトル程度の記事の提供にご協力をお願いできたらと思っております。

本件につきまして、ご検討いただきますとともに、本メールマガジンの普及にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

引き続き２点目説明させていただきます。お手元の参考資料３につきましてご説明させていただきます。

先ほどのご挨拶から今までに「HACCP」という言葉がたびたび出てきたかと思います。この中には「もちろんHACCP本当によく知ってるよ」、という方から、「聞いたことあるけど具体的にはどんなのですか？」という方までさまざまな理解度の方がいらっしゃるかと思います。

この資料の左上の方に「HACCPとは」という事で簡単に説明を入れさせていただいているんですけども、HACCPというのは　Hazard Analysis and Critical Control Point　のそれぞれ頭文字をとって、これを日本語訳すると、「危害分析と重要管理点」本当に直訳なんですけども、そういう考え方の管理手法の一つとなっております。

文字の下に簡単な図を入れておりまして、従来の製造工程では原料の受け入れから、保管して、実際加工していって、出荷できるような体制に整えて、最終の製品になってからのその最終製品をランダムに抜き取り検査をしまして、その抜き取り検査の結果によって、微生物の汚染等などの製品の安全性を確認する。当然最終的な製品確認を行いますので、工程全般で衛生管理もきっちり行っていかなければならないという手法をとっておったところです。一方で、HACCPという考え方は、製造工程の要所要所のポイントで「本工程ではこういうことをチェックしよう」というのを決めまして、継続的に監視記録を行い、それまでのチェックポイントでの基準をクリアできないものはその時点での排除、最終的な製品のチェックポイントを全てクリアしたものについては安全性が確保できている。製品検査をして確かめなくても製造工程の要所要所で検査をしてチェックをしておりますので、クリアしたものはイコール安全なものという考え方の管理手法となっておりまして、非常に効果的な衛生管理が可能となります。こちらのHACCPというのは国際的に非常によく出来た管理手法ということで取り入れられて各国で導入されているという状況です。同じく上段の右側にHACCPを取り巻く状況説明を入れさせていただいているんですけども、もともとは海外でスタートしたものなんですが、日本でもつい最近、言われだしたのはつい最近なんですが、実は２０年ほど前からHACCPというのはもう導入されておりまして、非常に地道に周知のほうは務めてきたところなんですけども、資料中「HACCPを取り巻く状況」の「国内」というところで１９９５年にHACCPの考え方を取り入れた総合衛生管理製造過程という制度を厚生労働省が導入いたしました。ただこちらの方は任意の制度で、業種の方も限られており、非常に高度な衛生管理を必要とされる認証制度になっております。事業者の方は導入に非常に設備投資がかかり、手順や手法が難しいという誤った認識が非常に広まっておりまして、やはり海外と比べると国内での普及率は非常に低くなっている。難しいもの、とっつきにくいものというイメージが非常に先行してしまっている状態であります。昨年、国で「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」を改正しまして、従来の衛生管理基準に加えて、HACCPを用いた衛生管理基準というのが新たに示されております。大阪府でもこの指針の改正にあわせまして、食品等関連事業者の皆様にHACCP導入を推進していきたいということで、食品取扱施設の衛生管理等の基準を定めた条例である「大阪府食品衛生法施行条例」に、営業者が講ずべき措置の基準として、HACCP導入型の管理運営基準というものを新たに追加いたしました。

また皆さまからも先ほどから「目標は達成できるの？」「もっと頑張って行かなきゃ」という励ましのお声もいただいて、こちらとしてももっと頑張って行かなきゃいけないなと思っているところであります、独自の認証制度である「大阪版食の安全安心認証制度」ですが、この制度の普及により、事業者の衛生管理を含む食の安全・安心への取組を促しているところです。現行の大阪版食の安全安心認証制度については、HACCPの認証を行うものではなく、現時点では大阪府が独自に事業者のHACCPに関する取組というものを評価する制度はございません。今後、HACCPの手法を導入していくにあたり、事業者の方の頑張りを促すためにやはり何らかの形で、しっかりその頑張りを認めるような評価する制度が必要であると考えております。

今後HACCPの導入を促していくべく、大阪版食の安全安心認証制度の見直しも含めまして、評価制度の導入というのものを検討しております。

つきましては、主に事業者あり方検討部会におきまして、部会長また部会員の皆様にご意見をお伺いすることになるかと思いますが、どうぞこちらの方についてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

最後に３点目でございます。

９月１６日に「食品添加物」をテーマにした食の安全安心シンポジウムを開催する予定でございます。本日の配布資料の中にもそのシンポジウムのチラシを入れさせていただいております。第１部では毎日新聞社の小島正美様より「メディアが伝える食品のリスク」と題した基調講演をしていただきまして、第２部ではさまざまな立場から食品添加物についてご議論いただくパネルディスカッションを行う予定です。パネルディスカッションには本日ご出席いただいております砂田委員にもパネリストとして参加していただく予定です。募集締め切りにつきましては８月末日までとなっているんですけれども、まだ若干お席に余裕がございますので、もし参加を希望される方がいらっしゃいましたら事務局までご連絡をお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

**中村会長**

ありがとうございました。

３点事務局の方からお話がありました。１点目はメールマガジンに食について何か書いていただきたい、２年に１回と言わずお仕事の中でこんなことをみんなに知らせたいということがあったらもっと頻繁でも良いと思いますのでお書きいただきたいというのが１つのお願いです。

それから２点目が先ほど淡野委員からも出ましたHACCPとの関係、この図はなかなか難しいような気もしますけれども、国はこう動いておりますので大阪府もそれに伴ってということだと思います。

３点目がシンポジウムのこと、この３つについて何かご意見、ご質問おありでしたらどうぞ、お願いいたします。

**広田委員**

メールマガジン投稿の件なんですけれども、この協議会の委員でなくても委員の知っている人に頼んで投稿という形でも構わないんでしょうか？

あともう１点ありまして、委員が個人名を出したくないと言う時には協議会名義でメールマガジンを投稿という形をとってもよろしいのでしょうか？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

記事の投稿ということで、その方のブログ的なものとしての記事掲載というのは考えていないんですけども、「これは面白いな」という情報提供という形でいただければ原稿の中身につきましては、事務局の方でも工夫しながらそのような情報を伝えていくことは出来るかと思います。あと２点目の個人名を出したくないということでご意見いただいたと思うんですけども、必ずしも委員名で配信する必要はないのかなと思っております。複数の委員から似たような情報をいだたくこともあるかと思いますので、そのあたりは事務局の方で調整させていただいて、配信していきたいと思っております。

**中村会長**

よろしくお願いいたします。

他にいらっしゃいませんか？

**淡野委員**

いつもメールマガジンのことばかり取り上げさせていただいて恐縮なんですけれども、前回も出来るだけ最初の一行でインパクトのある文章で読者の心を惹きつけて中を読んでいだきたい、というふうに申し上げたのですけれども、その延長なのですが、事件性の大きいもの、具体的には患者数が５００人を超えるような食中毒とかですね、これについては大阪府内にとどまらず、全国的に大きい問題だと思いますので、そういう情報も取り上げていただきたいと思います。ちなみに昨年、ご存知のように静岡県の学校給食で１２００人以上の食中毒が出ております。７月には、露店の冷やし胡瓜でこれも５００人以上の患者が出ております。時期的にそういうものを取り上げることによって露店の冷やし胡瓜がひょっとしたら危ないのかな？自分たちのイベントや学校でしようと思っていたけどやめておこうかと、そういうことになればいいと思いますので、出来るだけそういう大規模な食中毒については、詳細は別途見てもらえば良いと思うんですが、インパクトとして「夏祭りの冷やし胡瓜で５００人」と題名を出したらみんなを惹きつけて見ていただけると思いますので、そういう取り上げ方も検討していただければなと、府内にとどまらずということで、よろしくお願い致します。

**中村会長**

事務局、よろしくお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

ありがとうございます。個別の事件のみを配信するというだけではおそらく、その意味合いがなかなか伝わりにくいのかなと思います。注意喚起情報として、例えばこんな事件が起こりましたというようなことで、個々の事例について取り上げさせていただきながら情報提供していくということは必要だと思いますので、今後のそういった取組について考えていきたいと思います。ありがとうございます

**中村会長**

その他はありませんでしょうか？

特に今日初めておいでの方々、なかなかご理解の難しいところもあったかもしれませんけども、何か本当になんでも結構ですので、ちょっと気になったところなどご質問なさりたいことがあれば、よろしくお願いします。

みんなで一生懸命考えていきますので、これからもよろしくお願いいたします。

**吉田委員**

先ほど平成２６年度のいろいろな検査の実施状況の報告があったのですが、我々はこれが妥当な数なのかどうなのかはわからないのですが、要は昨年度食の安全・安心に関して大阪府下で事件、事故、トラブルがあったのかなかったのか、その辺をまず教えていただきたいです。それによって検査の体制が妥当なのかどうなのかということがわかるかと思います。そのあたりはいかがなのでしょうか？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

特に大きなトラブルはなかったですね。

**吉田委員**

大きいのはというと小さいのはどうですか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

小さな違反などは何件かありました。

**吉田委員**

では、事務局としてこの検査の体制執行状況で十分要求を満たしておるという判断でいらっしゃるということですね？

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

検査につきましては、食品衛生監視指導計画というものを毎年作成しております。

こちらにつきましては、消費者団体のみなさんをはじめ、一般の方にもホームページに掲載し、パブリックコメントを募集しております。

そちらの方で検査の数を決めまして、年間計画で検査を実施しています。

皆さんのお声を聞いて検査の数を決めているというようなことでございますので、この数が一定今のところ維持している数ということでご理解いただけたらと思います。

**吉田委員**

よくわかりました、ありがとうございます。

メールマガジンにつきましては私も商工会議所の方でも、大阪の食の推進・普及ということで色々イベントに関わっておりますので、そういったところでは配信素材もあるかと思いますのでよろしくお願いいたします

**中村会長**

ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

他にいらっしゃいませんか？

ではまた、この会合でなくても事務局のほうにいろんなご意見をお伝えいただければと思いますので、今日の会議はこれで終わりにさせていただこうと思います。今日いただいたご意見を踏まえて取組んでくださると思いますのでよろしくお願いいたします。

では審議はこれで終わりとしてお返ししますので、よろしくお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

中村会長、どうもありがとうございました。

終わりに食の安全安心推進課　齋藤課長からあいさつを申し上げたいと思います。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課　齋藤課長）**

中村会長を始め、委員の皆様、本当に今日は朝からの天気の悪い中お集まりいただきありがとうございました。

本日いただきましたご意見を私どものひとつの勉強材料としまして、日々取組を進めて参りたいと思います。

引き続きみなさんの忌憚のないご意見をいただき、府民の食の安全・安心が確保できるように、今後とも取組を進めていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います、本日はどうもありがとうございました。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

以上をもちまして、第17回大阪府食の安全安心推進協議会を閉会いたします。

本日は長時間にわたってご議論いただき、誠にありがとうございました。